

今後の議論や検討の際に参考とする御意見等

10月10日（水）・17日（水）に実施された団体ヒアリングや10月10日（水）～10月26日（金）において御提出いただいたパブリックコメントのうち以下の御意見等については、今後、教学マネジメント指針の策定や設置基準の見直し等の各種政策の議論や検討の際に活用させていただきます。

○ 2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿

- ▶ 多様な人材に対する柔軟な教育を実施することが重要であり、例えば、国立大学においては、指定国立大学法人制度などを活用し、柔軟かつ、迅速な学部学科編成や教育課程の実施が行える実験的な高等教育の在り方について検討することも必要ではないか。

○ 2040年頃の社会変化の方向

- ▶ 学び直しに対する産業界の考え方が明らかでない。学び直しは産業界の理解なしには絵に描いた餅になる恐れが大いにあるので、制度設計には産業界の意見をしっかりと取り入れていただきたい。

○ 多様な学生

- ▶ 限られた財源を真に必要な教育・研究に効果的に充当するためも、答申（案）においてリカレント教育の定義や目的の再整理・明確化を行う必要がある。単に社会人向けの夜間コースを新たに設けるのではなく、入学者選抜や履修証明制度に柔軟性を持たせる等、社会人が受講しやすい環境を整備することを軸に検討を行うべきである。
- ▶ 高等教育機関の国際展開については、各大学の限られた人的、財政的リソースで国際競争力を有する取組みを行うには限界がある。そのため、大学間の連携や協同のみならず、連携・協同に対する高等教育機関以外の者による支援の在り方についても検討する必要がある。
- ▶ ダブル・ディグリーなどの取組が迅速に行えるよう制度を見直すことを期待。
- ▶ 日本の高等教育機関で学んだ日本人、留学生等が将来、不利にならないよう、EUやASEANの資格枠組みなどの動向にも注視し、これらへの対応を国全体として検討する必要がある。
- ▶ 海外に日本の大学の分校を設置することについて、現地の国の制度への適合性も総合的に勘案した上で、分校設置を承認するようにすべきではないか。
- ▶ 「大学における日本語準備教育（ファウンデーションコース）の設置推進」について、地方中小私立大学においては、財政的に厳しい大学がある。新たなコース設置が、地方中小私大

にとって過大な財政支出を伴わないものとなるよう配慮すべき。

- ▶ 諸外国では「Bachelor of Arts」、「Bachelor of Arts in ●●」等の表記が見られることから、日文表記についても、2種類の名称（例えば「学士（○○／●●）」など）と表記することを推奨することとしてはどうか。
- ▶ 国際的な高度専門職業人の養成を掲げるのであれば、国際通用性などの観点から、学士のみならず専門職大学院などの学位も整理することが望ましい。

○ 多様な教員

- ▶ 実務家教員の重要性は認めるが、実態を広く調査し、採用方法や採用基準を検討することも必要。
- ▶ 実務家教員の定義が不明確。教育で有用なのは、今、実務についている人が、理論と実務をつなげて見せることである。
- ▶ 「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実現」について、設置可能化するに当たり、既存学部・学科等の科目を担当する教員や学生支援職員等に過重な負担とならないよう配慮した関連規程の改正を求める。
- ▶ 教員の意識改革に関する記述があり、その指摘については、まさにその通りであるが、これまで幾度となく答申の中で指摘されてきたにもかかわらず、あまり改善が見られない。大学の自治の問題ではあるが、大学の自治に任せていると進展は見込めない。認証評価の評価項目にする等何らかの方策を考えるべき。
- ▶ 一般的・定型的な授業は、民間の予備校などで既に導入が始まっているAIによるバーチャル授業などに委ね、教員はAIにはできない高度で専門的な授業や研究開発に時間を有効活用することも考えられる。

○ 多様で柔軟な教育プログラム

- ▶ 文理横断的なスキルの重要性は、社会全体で広く共有されてきた問題認識。それぞれの学位のカリキュラムについて、文理横断の状況を見える化することが改善への第一歩ではないか。
- ▶ 学部・研究科の組織等の枠を越えた学位プログラムの実現については、制度化するにあたっては、より簡素で柔軟な設計となるよう工夫をお願いしたい。

○ 多様な柔軟性を受け止めるガバナンス

- ▶ 学校法人全体としての情報公開が現時点では十分されているとは言えない。学校法人には、多かれ少なかれ補助金の形で税金が投入されているので、学校法人の理事職にあるものの報酬は公開すべき情報ではないか。
- ▶ リソースの共有による効率的な経営等が見込まれていることから、一法人複数大学制の導入に対する補助等の支援はあり得ても、“ランニングコスト”等の補助は決してなされるべきではない。また、当該制度を導入した法人にのみ、当該制度とは関係ないような規制緩和等で不当な優遇がなされるようなこともあってはならない。
- ▶ 経営困難な私立大学法人への経営指導強化指標を設定しているが、適用指標は、私立大学法人経営の実態や将来性を反映していない。したがって、本指標の適用を削除するか、適用する指標を拡充すべき。
- ▶ 実務家教員や学外理事の登用の推進については、今後、それを実現するための国の施策において、私立大学の教育研究プログラムへの過度な介入、私立大学の独自性（私立学校法との抵触）を損なうことのないような慎重な議論が必要。実務家教員と専任教員の定義は大きな課題となる。設置基準を見直す際には、認証評価も念頭に置いて制度設計をしておかなければ、質保証システム全体が機能しなくなる。専任教員となる実務家教員は自らの実務的経験を学術的あるいは高度な専門的文脈から位置付け、再構築して教育活かす力量が必要。AACSB等の国際認証では、実務家教員の相当比率を学位取得者とすることを求めているが、このような基準を設置することも検討に値するのではないか。
- ▶ 「地域連携プラットフォーム（仮称）」は、少なくとも、地域の高等教育が産業界や地方公共団体の御用聞きとならないように留意すべき。

○ 教育の質の保証と情報公表

- ▶ 教学マネジメントに係る指針を策定する際は、研究者のひらめきや発想が尊重され、それに基づく当初計画にない活動などが尊重されることが担保される指針内容とすることを求める。
- ▶ 「カリキュラム編成の高度化」の方策として、「編成の外部人材の参画」が例示されているが、「外部人材」の資格や職能等を明確に規定しないと、各大学の対応によっては編成業務が煩雑化あるいは形骸化する可能性があるため、配慮ある提案を希望。
- ▶ 情報公開を徹底していくべき。また、横並びで広く受験生が確認できるような仕組みにすることで、受験生に「選ばれない大学」を洗い出すべきであり、選ばれない大学は早期に撤退させる仕組みを整え、不必要な助成金を抑えることが必要。
- ▶ 教育情報の公開は、学生数、教職員数（専任・非専任の別も含む）、カリキュラム内容、教

員一覧（担当科目、研究分野、研究業績等）等の明確かつ客観的なものに限定し、大学での学びの具体的な内容について理解を得やすくすることを目的とすべき。

- ▶ 法令等に基づいて大学が行うべき情報の公表の内容と、企業、受験生、保護者等が求める情報とが必ずしも一致するとは限らない。国が指針を作成するのであれば、企業、受験生、保護者等の意見を十分に反映したものを作成することを期待。
- ▶ 全国的学生調査は、慎重に進めるべき。特に、学修時間の確保は、画一的にこれを数値化し、指標として比較するのは極めて危険であり、弊害が大きい。
- ▶ ポートレートについて、活用価値の高いものに育てるための一貫性のある方策が必要。
- ▶ 国が大学教育の質に関する情報等を「比較できるよう一覧化して公表」する際には、数値的な指標を一律に比較するのではなく、定性的な指標も含め様々な観点から教育の成果を把握できるように留意すべきである。
- ▶ 分野別評価との関連では、「学位プログラム」の定義が問題になる。学位の名称記述だけではなく、「学位プログラム」の定義自体を明確にすべきである。また、定員管理の方法については、学科単位から大学単位にするなどの大学設置基準の見直しを早急に求める記述にしていただきたい。
- ▶ 大学全体を対象とする機関別認証評価と、専門職大学院等の分野別の認証評価の関係について、現状を明確に整理した上で、それぞれの在り方を提案することを希望する。
- ▶ 現在法科大学院のみが対象となっている評価基準への適合認定を全ての評価機関に義務付けること、また、評価結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討することが提案されてるが、どの評価機関の評価を受けるかによって、受審大学の益不益に差異が生じないような配慮が必要である。
- ▶ 大学は認証評価を受審する際、認証評価機関に対して膨大なデータを提出するとともに、一部をHP等で公表している。各認証評価機関が求めるデータの様式、作成方法等については、認証評価機関連絡協議会の検討を経て、一部統一化が図られたが、相対的活用を可能とするために、更なる検討が望まれる。
- ▶ 設置基準の見直しに当たって、もっとも切実に求められている問題の一つは、専任教員及び実務家教員の定義である。実務家教員の登用が奨励されているが、設置認可後の認証評価も念頭に置いて、制度設計されることを希望。
- ▶ 社会進歩を踏まえた大学設置基準とすることを目指すことに異論はないが、教員組織や教育施設の在り方、教育手法など大学の自治に係る事項までも統一的基準に当てはめることには反対。

- ▶ 設置基準等の質保証システムの見直しについて、答申（案）では、中央教育審議会で引き続き検討するとしている。検討に際しては、①卒業生のトラッキングをシステムに組み込むこと、②学校法人単位の財務状況のみならず高等教育機関単体の財務の健全性も評価の対象とすること、③ オンライン教育の進展をはじめとする経済・社会環境変化を踏まえ、高等教育の目的を達成する観点から、校舎面積にかかる要件 や運動場、体育館等の必要性等、施設・設備に関する設置基準を見直す必要がある。
- ▶ 教員の流動性を促進する観点から、授業実施の技能に関する認定や証明、顕彰等の取組を行うことが考えられる。そして、教員の採用や処遇に当たり、それらに適正な評価が与えられることが望ましい。また、各大学の実施する学位プログラムの国際競争力を向上させる観点から、学協会等と連携を図りつつ（分野別参照基準等を活用しながら）、社会的ニーズの高い分野別の評価、顕彰等の支援についても検討する必要がある。
- ▶ 質の保証を行う場合のPDC Aサイクルについて、時間スケールを考えた方向性が提示されていない。大学において、学部の見直しを行った場合、学生入学前の数年、学生が卒業するまでの4年、学部のカリキュラムが安定するまでの数年を考えると5年以上の期間において実績の検証が必要と考えるが、制度管理側の制度改革と大学の改革の狭間で学生、教員が混乱しないような制度デザインを示すべきではないか。また、制度改革への検証を誰が、いつ、どのような方法で行うかについても、2040年までの時間スケールで示す必要がある。

○ 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置

- ▶ 大学院の規模について、大学院の進学率の低さについて、より具体的な国際比較に基づく議論を進め、進学率を上げていく必要性を直截に打ち出すべきである。
- ▶ 経営戦略によって生ずることもある定員未充足や赤字経営という状況のみによって、地方私立大学の価値を評価するべきではない。むしろ地方創生あるいは国土の均衡ある発展を図る視点から、地方を支える私立大学に対する支援策が拡充されるべきである。
- ▶ 「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築に際しては、法・制度改正及びガイドラインについては地域ごとの多様性を最大限許容できる設計とすることが必要である。
- ▶ 「地域連携プラットフォーム（仮称）」に関するガイドライン策定にあたっては、産業界や地方公共団体の意見等を十分に取り入れてほしい。
- ▶ 地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人について、定員割れの私大の救済のための枠組みとならないよう、一定程度の国の介入が必要と考える。
- ▶ 「産業界」や「地方公共団体」との連携を考える場合、それぞれの業界や団体の代表者とのつながりが主となることが予想されるが、その際、現在の産業構造を前提に利害関係が大き

く影響する組織、つまり現状維持的な場、将来の変化を阻害する場として「地域連携プラットフォーム」が機能しかねない。多様な人々が、「高等教育機関」、「産業界」、「地方公共団体」などの利害を代表する人間として関わるのではなく、個々人が多様な価値観をもって関わるような「プラットフォーム」を構築することが求められる。

- ▶ 現在、各地域においては、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するための産・官・学・金・労・言により構成された組織体が数多く存在しており、これを活用して当該プラットフォームを構築することが効果的である。そして、当該プラットフォームの実効性を確保するため、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」、または、地方自治体の「マスタープラン」などの中で明確に位置付けることで、キャリア教育を含む地域ぐるみで教育の推進体制を構築する必要がある。

○ 各学校種における特有の検討課題

- ▶ 高度な実践力とイノベーションを生み出す力を兼ね備えた人材を育成する専門職大学・専門職短期大学は、地域の中核を担う産業人材の育成・確保につながるものとして高い期待が寄せられている。そのため、申請者に対して制度趣旨の十分な周知などを行い、設置を促進すべき。
- ▶ 短期大学が自らの強みや独自性を活かして更なる発展を目指すためにも、短期大学の卒業生がより多くの活躍の場を得るためにも、短期大学制度の再構築を強く望む。
- ▶ 日本経済を支える製造業の発展に対して高等専門学校が果たしてきた役割と重要性を鑑み、質の向上もさることながら、校数の増加（各都道府県に対し1校の設置）や定員の増枠についても検討することが必要である。

○ 大学院における特有の検討課題

- ▶ 「各大学におけるファイナンシャル・プランの提示に努めることについて法令上位置付けることの検討」とあるが、現実には、ファイナンシャル・プランを提示できるだけの財源が各大学で確保されていないのが現実。法令上位置付けるのは、適当ではない。

○ 高等教育を支える投資

- ▶ 国において、諸外国の事例も参考にしつつ、我が国の高等教育全般に関する各種のデータを総合的に提供するシステムを構築されることを期待する。また、国において、「知」を高度に集積する高等教育に投資を呼び込む新しい資金循環メカニズムを構築するための制度整備をお願いしたい。例えば国立大学法人において既に認められた株式の保有や土地等の貸し付け、不動産の利活用や寄附税制の更なる柔軟化、出資対象の拡大、長期借入や債券発行の要件緩和など。

- ▶ 国の研究力を支える大学院生への支援の充実についても、引き続き検討し、実施に移していくべきである。
- ▶ 学生の修学コストの上昇に対し、いかに対処するかという観点が必要。すなわち、学生に修学コストの負担増をかけずに教育（学修）の付加価値を高める方法へシフトすべき。学生の経済的負担を増やさない方策又は負担はそのままにして付加価値を高める方策としては、①修学年限の短縮、②ダブル・メジャー制度やマイナー制度の導入③学部＋修士の実質的一貫教育が考えられる。

○ 各高等教育機関の役割

- ▶ 2040年に向けて大学制度における短期大学の位置づけの再構築について検討する際には、公立短期大学がそれぞれの強みや特色を発揮できるよう検討していただきたい。
- ▶ 高等専門学校が学位授与権を有する高等教育機関として展開することが今後の課題である。また、高等専門学校は、留年した場合、学年制のため単位が無効になるため、もう一年同じ学修をしなければならないことから、学年制を単位制に変更し、大学等と同様な単位制が導入されれば学生にとっても有効。外国人受入れのため、大学と同様に秋入学を可能としてはどうか。

○ 今後の検討課題等

- ▶ 多様で柔軟な教育プログラムを考える場合、PBL等新しい学びが広がる中で、現行の単位制度の考え方を見直していくような議論も今後は必要となってくるのではないか。答申案に示された様々な施策を実現し、大学を活性化させるための公的支援について、個人補助と機関補助の問題も含め今後どのように公費を投下して国公立私立大学を支えていくべきかの具体的な検討を早急に進めていただきたい。
- ▶ 教育は、国づくりの根幹であり、改革の遅滞は許されない。今後、グランドデザインに基づき個別の施策を進めていく際には、KPIを設けて優先順位を付けるとともに、関係するデータの整備を進め、エビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを構築する必要がある。
- ▶ 改革メニューの全体像と具体策、工程表の明示を行うべきである。